

第7節 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為  
〔法第29条第1項第7号〕

法第29条第1項第7号

住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

[審査基準 2]

住宅街区整備事業の施行として行う開発行為は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の認可を受けることによって都市計画上十分な配慮がなされたうえで行われることから、本条の適用が除外される。